

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年10月24日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康志

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

オールくしろ冬季魅力発信事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

道東自動車道が阿寒ICまで延伸し、札幌～釧路のアクセスが向上したことから、道東自動車道のくしろ到達PR及び管内への誘客・周遊を促進することを目的に実施する。

イ 内容

道東自動車道のくしろ到達及び地域の冬季の魅力を発信する事業の企画・運営

a 道東自動車道のくしろ到達及び冬季のくしろ地域の食・観光等の魅力やイベント情報等を、次の①～⑥を踏まえて、道央圏・十勝圏のターゲット層（高速道路を利用してくしろ地域に来る可能性のあるアクティブ層）に対し、メディア広報を中心として継続・反復的に広く発信する。

①発信する内容は、見た人に管内周遊を促す内容とするとともに、次の内容も盛り込むこと。

- ・ 釧路外環状道路 釧路別保ICの開通PR
- ・ 春季の集客に向けたPR

②幅広い年齢層の自動車ユーザー等の参加を促すため、SNSを活用した発信を行うこと。

【例：多くのフォロワーを持つ道内のSNS発信者の活用、SNSへの投稿など参加型の企画等】

③次の事項を参考に、多様な広報手段を組み合わせる効果的に発信すること。

- ・ 広く伝えることを主眼とした媒体による発信

【例：新聞・雑誌・フリーペーパーの広告、ラジオCM等】

- ・ 一定期間継続・反復することで記憶への刷り込みを促進する媒体による発信

【例：ポスター掲示、インターネット・ソーシャルメディア広告、ラジオCM、デジタルサイネージ、交通広告、連続した新聞等の企画広告等】

- ・ 深く伝えることを主眼とした媒体による発信

【例：旅行雑誌等の企画記事、WEBページでの特集記事、ユーチューブによるPR動画の発信、ラジオ番組・コミュニティFMでのパブリシティ等】

- ・ 自動車ユーザーの関心が高い雑誌への掲載やイベント等における発信

④特設WEBページを作成すること。WEBページは受託者が準備したサーバー上に設置し、当該事業期間のみ開設すること。特に、WEBアクセスの大部分を占めるスマホユーザーのページビュー数を増やすための工夫をすること。

⑤釧路地域8市町村の魅力を効果的に発信することができる魅力的な写真やイラスト等のPR素材を使って発信することとし、その調達方法も示すこと。（過去の同様の事業で使用した写真は不可とする。）また、ご当地キャラクターを積極的に活用すること。

⑥本事業の実施による検証可能な成果指標を設定し、目標値も示すこと。

b 事業実施期間は、平成31年1月上旬～3月下旬とする。

c 本事業については、管内の市町村や関係団体等で構成する「ウェルカム道東道!!オールくしろ魅力発信協議会」やその下部組織であるワーキング会議の意見を聞きながら実施・運営することから、会議に適宜出席し、事業運営に係る意見聴取や実績報告等を行うこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ・本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・消費税及び地方消費税
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限
平成30年10月31日（水）午後5時（必着）
 - イ 提出方法
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
 - ウ 提出場所
〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課くしろ地域支援室 担当：堂下
電話：0154-43-9147 FAX：0154-42-2116
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 公告の日から平成30年11月13日（火）まで
なお、上記3の場所での交付期間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 交付方法 上記3の場所で交付する。
また、釧路総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。
<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/index.htm>

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 上記2の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。
- (2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。
 - ア 提出期限 平成30年11月13日（火）午後5時（必着）
 - イ 提出場所 上記3（1）ウに同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課くしろ地域支援室（担当：堂下）

(2) 所在地 郵便番号085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

(3) 連絡先 電話：0154-43-9147 FAX：0154-42-2116

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会（ヒアリング）の実施

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を実施する。

(5) 審査結果の通知

企画提案書の採否は書面により通知する。

(6) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。

エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された全ての書類は返却しない。

キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。

ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付ける。

ケ 審査結果及び特定者名は公表する。

コ 詳細は、企画提案指示書等による。